

紛争解決 INSIGHTS Vol.3

日本企業を取り巻く国際仲裁の動向② ～訴訟ファンドの活用動向～

2025 年 7 月 2 日

弁護士 緑川 芳江

弁護士 田中 太郎

弁護士 小枝 未優

弁護士 高橋 宗鷹

国際的な事業を展開する日本企業が戦略的に紛争解決制度を活用する動きに加え、2024 年の仲裁法の改正やシンガポール条約加盟などを通じた国際仲裁や国際調停に対する関心が高まる中で、日本企業が国際仲裁の当事者、特に申立人となる例も増えている。

本シリーズでは、三浦法律事務所国際紛争解決を手掛けるメンバーが、日本企業を取り巻く国際仲裁の動向について 4 回にわたりご紹介する。

【日本企業を取り巻く国際仲裁の動向】

- ① [紛争解決 INSIGHTS Vol.2：仲裁法改正など法制度からみる仲裁実務動向](#)
- ② 紛争解決 INSIGHTS Vol.3：訴訟ファンドの活用動向
- ③ 紛争解決 INSIGHTS Vol.4：日本商事仲裁協会（JCAA）仲裁の特徴
- ④ 紛争解決 INSIGHTS Vol.5：ESG 関連紛争

目次：② 訴訟ファンドの活用動向

- 1. 日本における訴訟ファンド
- 2. 訴訟ファンドの活用にあたり検討すべき規制
- 3. 近時の訴訟ファンド活用例
- 4. 訴訟ファンドの日本への進出

1. 日本における訴訟ファンド

日本では既に訴訟および仲裁双方において、訴訟ファンド（サード・パーティー・ファンディング）が活用されている。訴訟ファンドとは、紛争の当事者と利害関係のない第三者が、訴訟や仲裁などに必要な手続費用を成功報酬制で提供する仕組みである。

訴訟ファンドは、1990 年代頃から海外での活用が始まっているが、日本では、訴訟ファンド自体を規制対象とする法的枠組みはなく、活用にあたってはどのような仕組みであれば許容されるのかを検証することが求められる。

日本の裁判所での裁判で、訴訟ファンドが活用された先駆的な例としては、2010年代のオリンパス証券訴訟がある。海外の訴訟ファンドが、証券訴訟の原告となる複数の投資家に手続遂行費用を供与し、証券訴訟は和解で終了した。

仲裁に関しても、2010年代から日本企業による活用例もみられるようになっている。日本政府は2010年代から、日本における国際仲裁の発展・促進にさまざまな支援を行っており、2018年に発表された国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」と題する報告書では、「民間での仲裁費用補助の方策として、仲裁手続費用を第三者が支出するサード・パーティー・ファンディングの活用及び規制の在り方について検討」する必要性について具体的に提言している。

2. 訴訟ファンド活用に当たり検討すべき規制

第三者が訴訟を支援したり、訴訟に関与したりすることを禁止するコモン・ローの原則である *champerty and maintenance* の法理は、大陸法国の日本においては妥当しない。しかし、第三者が紛争当事者に手続追行費用を提供する訴訟ファンドの仕組みによっては、日本の既存の法令に違反すると判断される場合もあり得るため、活用時のアレンジには注意が必要である。

例えば、弁護士法、信託法、弁護士職務基本規程、貸金業法、利息制限法などとの関係を検討する必要がある。第三者への資金提供に関する主な規制は、弁護士法や弁護士職務基本規程による法曹倫理的な制約であり、留意すべき点としては、下記等がある。

- ・ 資金提供者は、資金提供を受けようとする当事者に法的サービスを提供することはできない
- ・ 資金提供者は、潜在的な訴訟当事者から債権を取得し、業としてその債権を行使することはできない
- ・ 弁護士と資金提供者は報酬を分け合うことはできない
- ・ 弁護士は、資金提供者から紹介料を受け取ったり、資金提供者に支払ったりしてはならない

3. 近時の訴訟ファンド活用例

訴訟ファンドの潜在的な利用者である国際的なビジネスを展開する日本企業は、紛争解決手続の検討と併せて、訴訟ファンドにも目を向けるようになっている。耳目を集める例としては、2023年のスイス政府によるクレディスイス永久劣後債（AT1 債）の無価値化に端を発する、各国投資家のスイス政府に対する投資仲裁がある。日本を含む複数の投資家グループが投資仲裁を準備しているが、これらの投資家グループがそれぞれ訴訟ファンドを活用すると報じられている。

また、訴訟ファンドは、従来から日本企業が海外企業に対する仲裁で活用されているが、最近では仲裁判断の執行段階においても活用が進む。さらに、現在係属中の日本の訴訟においても訴訟ファンドが活用されている。

4. 訴訟ファンドの日本への進出

こうした潜在的な資金調達ニーズに対応するため、国際的な訴訟ファンドが日本企業への支援を行っている。また、数年前から日本企業もこの市場に参入し始めており、2019年に事後保険類似の仕組みで資金提供を開始した日本企業があるほか、2024年には、日本初の訴訟ファンドが設立されたと報じられている。

国際ビジネスから生じる紛争は、係争額も大きく、事案も複雑で、手続費用が高額化することも多い。国内外の訴訟ファンドの登場により、企業が、正当な請求であっても高額な費用負担への懸念から請求を断念する事態が減ることが期待できる。

Authors

弁護士 緑川 芳江（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：2007年弁護士登録、2015年ニューヨーク州弁護士登録。

日本、シンガポールでの執務経験を有し、国内外の訴訟・仲裁など複雑なビジネス紛争解決手続で、エンジニアリング、建設不動産、メーカー、テクノロジー等幅広い事業会社を代理する。国際仲裁ではICC、SIAC、LCIA、UNCITRAL、ICSID等の主要仲裁規則での仲裁案件を手掛けてきた。

紛争分野の論稿として“Third-Party Litigation Funding: Overview (Japan)”, Practical Law, 2025、“Complex Commercial Litigation,” Panoramic, 2024,「日本初の集団的な投資仲裁の試み」（金融法務事情・2024）等多数。ALB Japan 2024, 2025 Dispute Resolution Lawyer of the Year finalist, Legal 500 Next Generation Partner（紛争解決）2023～2025年、The Best Lawyers in Japan（訴訟、国際仲裁、ガバナンスの3部門）等選出。MCIA 仲裁理事、英国仲裁人協会会員、日本仲裁人協会会員、JCAA・THAC・SHAC 仲裁人。

弁護士 田中 太郎（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：日本の大手法律事務所および国際連合（ジュネーブおよびニューヨーク）での執務経験を経て、現職。日本では、国際企業法務のほか、国内訴訟および国際仲裁をはじめとした国際紛争手続において国内外のクライアントを代理。フルブライト奨学生としてアメリカの法科大学院修了後、国際連合にて勤務し、ウクライナやミャンマーをはじめとした紛争下における国際人権法上のさまざまな問題に取り組む。国際刑事裁判所等において被害者を代理した経験を有する。現在は、ビジネスと人権、ESG/SDGs、D&Iのほか、国際仲裁等の国際紛争案件、東南アジアに関する業務を取り扱う。

弁護士 小枝 未優（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：2016 年弁護士登録（第二東京弁護士会所属）、英国仲裁人協会会員（MCIArb）。

2016 年～2024 年 6 月まで西村あさひ法律事務所・外国法共同事業にて国際仲裁を中心とする国際紛争解決業務全般に従事し、24 年 7 月から現職。

英国をはじめとするヨーロッパ諸国や、シンガポール、香港その他のアジア諸国など、さまざまな国における国際仲裁において代理人を務めてきたほか、仲裁廷補助者（Tribunal Secretary）を務めてきた経験から判断権者側の視点も有する。国際仲裁以外にも、調停や国内外の訴訟手続における経験も豊富に有し、これらの知見を活かし国際法務全般を取り扱う。

弁護士 高橋 宗鷹（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：2017 年弁護士登録（第一東京弁護士会所属）。

2017 年～2024 年 6 月まで長島・大野・常松法律事務所にて主に国内及び国外の紛争解決業務に従事し、24 年 7 月から現職。シンガポール国立大学ロースクール（LL.M.）修了。シンガポールでの執務経験を有し、APAC における日本企業のビジネスをサポートする。紛争解決分野においては、国内外の各種契約紛争、知的財産、システム開発、テクノロジー、人事労務、建築に係る紛争等に豊富な経験を有する。紛争解決の経験を踏まえた予防の観点からの契約書作成も数多く対応している。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。